

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ & A

**Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。**

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を平成 30 年（2018 年）10 月 1 日までに 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

**Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A 2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 29 日 第 1 4 回定時株主総会  
平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日  
平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数変更および株式併合の効力発生日  
平成 29 年 12 月初旬 端数処分代金の支払開始

**Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。**

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

| 株式併合前  |                |          | ⇒ | 株式併合後 |                |          |
|--------|----------------|----------|---|-------|----------------|----------|
| 株式数    | 1 株当たり<br>純資産額 | 資産価値     |   | 株式数   | 1 株当たり<br>純資産額 | 資産価値     |
| 1,000株 | 200円           | 200,000円 |   | 100株  | 2,000円         | 200,000円 |

**Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールは Q 2. のとおりです。）。

### 【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | ⇒ | 効力発生後 |      |         |
|----|--------|------|---|-------|------|---------|
|    | 所有株式数  | 議決権数 |   | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例1 | 2,000株 | 2個   |   | 200株  | 2個   | なし      |
| 例2 | 1,200株 | 1個   |   | 120株  | 1個   | なし      |
| 例3 | 555株   | なし   |   | 55株   | なし   | 0.5株    |
| 例4 | 7株     | なし   |   | なし    | なし   | 0.7株    |

- ・例2および例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

#### Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

#### Q 6. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株あたりの配当金を設定させていただきましたので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式にかかる配当は生じません。

#### Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話番号： 0120-288-324（通話料無料）  
受付時間： 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）